

事務連絡

平成 18 年 3 月 29 日

社団法人 日本自動車整備振興会連合会 殿

国土交通省自動車交通局技術安全部  
整備課事業班長

## 音量計の校正方法の変更等について

時下ますますご清祥の段、お慶び申し上げます。平素は自動車交通行政に格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、標記につきましては、保安基準の細目告示等の改正により、排気騒音・警音器に関する検査について音量計を使用する場合、原則として周波数特性を A 特性とすることとなっております。

このため、本年 4 月 1 日以降、下記のとおり、社団法人日本自動車機械工具協会（機工協）による音量計の校正方法を変更するとともに、A 特性を有する音量計を備えていない事業者に対する指導を行うこととしましたので、了知願います。

## 記

1. 本年 4 月 1 日より機工協が行う音量計の校正における周波数特性は A 特性を用いる。
2. C 特性の校正については、整備事業者から希望があった場合のみ追加して行う。
3. 機工協が 4 月以降の校正業務において A 特性を有する音量計を保有していない事業場を発見した場合には、速やかに管轄の運輸支局等に報告させることとし、運輸支局等は事業者が当該報告より 3 月以内に改善措置を取ることとするよう指導する。なお、3 月以内に改善が図られない場合は、行政処分の対象とする。

以上

機工協校第06-202号  
平成18年3月29日

各支所長  
各分室長 殿

事務局長  
(E公印省略)

音量計の校正方法の変更について

自動車検査業務等実施要領（保安基準の細目告示）の改正により、警音器音についても原則として音量計のA特性で計測することとなったことから、平成18年4月1日以降、音量計の校正方法を下記のとおり変更することとしたので、所属従業員に対して周知徹底方お願いします。

記

1. 音量計の周波数特性の校正はA特性で行い、基準に適合するかどうかを判定する。
2. 事業場側からC特性の校正の希望があった場合は、これを追加して行う。
3. A特性を有しない音量計を保有している場合は、校正を行わず以下により取り扱う。
  - (1) 当該事業場に対してA特性を有する音量計を備える必要があることを説明する。
  - (2) 当該事業場がA特性を有しない音量計を保有している旨を速やかに管轄の運輸支局に報告する。